

# 台風 19 号に関する 各種のお知らせ

令和元年

11月5日号

編集・発行 国見町総務課

この度の台風19号により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。  
国見町における台風19号の被災された皆様への支援情報についてお知らせいたします。

## ■災害見舞金・災害援護資金貸付

(1) 住宅の被害に対する見舞金

【国見町】

住宅の被害状況	見舞金	
	1世帯あたり	被災者1人あたり
全壊	70,000円	10,000円
半壊	40,000円	5,000円
床上浸水	30,000円	—
床下浸水	10,000円	—

【国見町社会福祉協議会】

住宅の被害状況	見舞金（1世帯あたり）
床上浸水	10,000円

(2) 災害援護資金貸付金【福島県】（取り扱い：国見町）

災害により負傷、又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

**貸付限度額：350万円**

※貸付条件がありますので、詳しくは問い合わせください。

問い合わせ・申請先 保健福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793  
国見町社会福祉協議会 ☎ 585-3403

## ■被災された方の医療保険窓口負担や介護保険利用料 の支払いが不要になります

床上浸水などの被害を受け次の要件に該当する方は、医療機関、介護サービス事業所などの窓口で申告いただくことで、国民健康保険、後期高齢者医療の窓口負担や介護保険の利用料について、令和2年1月末まで支払いが不要となります。

り災証明書の提示は必要ありませんが、対象要件に該当しない場合は、後日支払っていただくことがあります。

【対象要件】

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が死亡し、または、重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

保健福祉課国保係 ☎ 585-2785  
保健福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125  
福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 528-9025

# 台風 19 号に関する各種のお知らせ

## ■国民年金保険料の免除

住宅などの財産に一定の損害を受け、保険料の納付が困難な方は、申請により納付を免除される場合があります。申請に必要な書類など詳しくは、問い合わせください。

- 対象者：住宅、家財その他の財産について概ね 2 分の 1 以上の損害を受けた国民年金第 1 号被保険者
- 免除される期間：令和元年 9 月分から令和 3 年 6 月分まで

☎東北福島年金事務所 ☎ 535-0141  
保健福祉課国保係 ☎ 585-2785

## ■災害対応に係る水道料金の減免

被災した方を対象に、「令和元年 11 月(9 月・10 月使用分)」及び「令和 2 年 1 月(令和元年 11 月・12 月使用分)」の水道料金を減免します。申請方法など、詳しくは問い合わせください。

### ●対象となる方

台風 19 号で家屋などが被災した方（必ず、り災証明書または被災証明書の交付を受けてください）

### ●対象となる水道料金

基本的に「前年同月の基準水量とし多くなった使用水量分」を軽減します（基本料金は対象となりません）

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997

## ■浸水した住居・農家用物置などの消毒

床上・床下浸水被害を受けた住居、農家用物置、柿干し場などについて、感染症予防のため消毒作業を無償で行っています。また、家具や食器の消毒に使う消毒剤（ハイター 1.5ℓ）や床下（土）の消毒のための顆粒型消石灰（20kg）を配布しています。詳しくは、それぞれの担当課まで問い合わせください。

☎保健福祉課保健係（住居） ☎ 585-2783  
産業振興課産業振興係（農家用物置・柿干し場など） ☎ 585-2986

## ■がれきの収集

浸水により被災した住宅の家財などの災害廃棄物は、町で収集し運搬していますので、相談ください。

※一般の粗大ごみなどの家庭ごみは対象としていません。

☎建設課管理係 ☎ 585-2972

## ■電気料金などの特別措置

東北電力では、被災された方から申出があった場合、電気料金などの特別措置を適用します。詳しくは、次の連絡先又は最寄りの東北電力へ問い合わせください。

- 申込窓口 東北電力福島支店生活提案グループ(福島市栄町 7-2-1) ※原則、り災証明書が必要となります。

☎東北電力お客様センター ☎ 0120-175-466

## ■被災を受けた住宅の再建費

被害により全壊、大規模半壊、半壊でやむを得ず解体した世帯に対して、基礎支援金と住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

例 2人以上の世帯で全壊の場合

- ①基礎支援金 100万円
- ②加算支援金 200万円（住宅を建設・購入の場合）  
100万円（住宅を補修する場合）

☎環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

## ■被災家屋の解体・応急修理

### ●家屋の解体

全壊又は大規模半壊の判定を受けた家屋の解体について、所有者の申請により町が解体を実施することができますので、相談ください。

### ●応急修理

風呂やトイレなど生活に最低限必要な部分の応急修理の費用の支援を受けることができる場合がありますので、相談ください。

☎建設課管理係 ☎ 585-2972

## ■住宅情報（町営住宅への入居）

被災者の町営住宅への入居を受け付けています。修繕してからの入居となるため、早めの相談申し込みをお願いします。

・家賃 3か月無償 ・敷金 免除 ※国の支援策により、無償となる期間が延長となる場合があります。

☎建設課管理係 ☎ 585-2972

## ■田畑が冠水したことにより漂着したゴミ

個人で集めることができる漂着したゴミについては、道路脇など運搬しやすい場所に集め、産業振興課まで連絡ください。

☎産業振興課産業振興係 ☎ 585-2986

## ■冠水した農作物の管理

冠水した地域を中心に滞水が継続しているほ場がみられます。排水路の点検や明渠の設置など、排水対策を実施してほ場の乾燥に努めるとともに、品目によっては早期の収穫や間引き、病害虫防除、草勢回復に向けた追肥の実施などが必要です。

各品目の詳細な対策は県ホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>）の農業技術情報を参照する、伊達農業普及所やJAふくしま未来国見営農センター、町産業振興課などに問い合わせるなどして、早急に対応してください。

☎産業振興課産業振興係 ☎ 585-2986

## ■農業用施設復旧のための資金融資

- ・災害関連資金の貸付利子を貸付当初 5 年間実質無利子化
- ・農業近代化資金などの借入れについて、債務保証に係る保証料を保障当初 5 年間免除
- ・新規・既往融資について金融機関へ要請  
(新規融資に係る円滑な融通、既往融資に係る償還猶予、通帳・印鑑などを紛失した場合でも払い戻し可能など)

☎産業振興課産業振興係 ☎ 585-2986

## ■道路関係情報

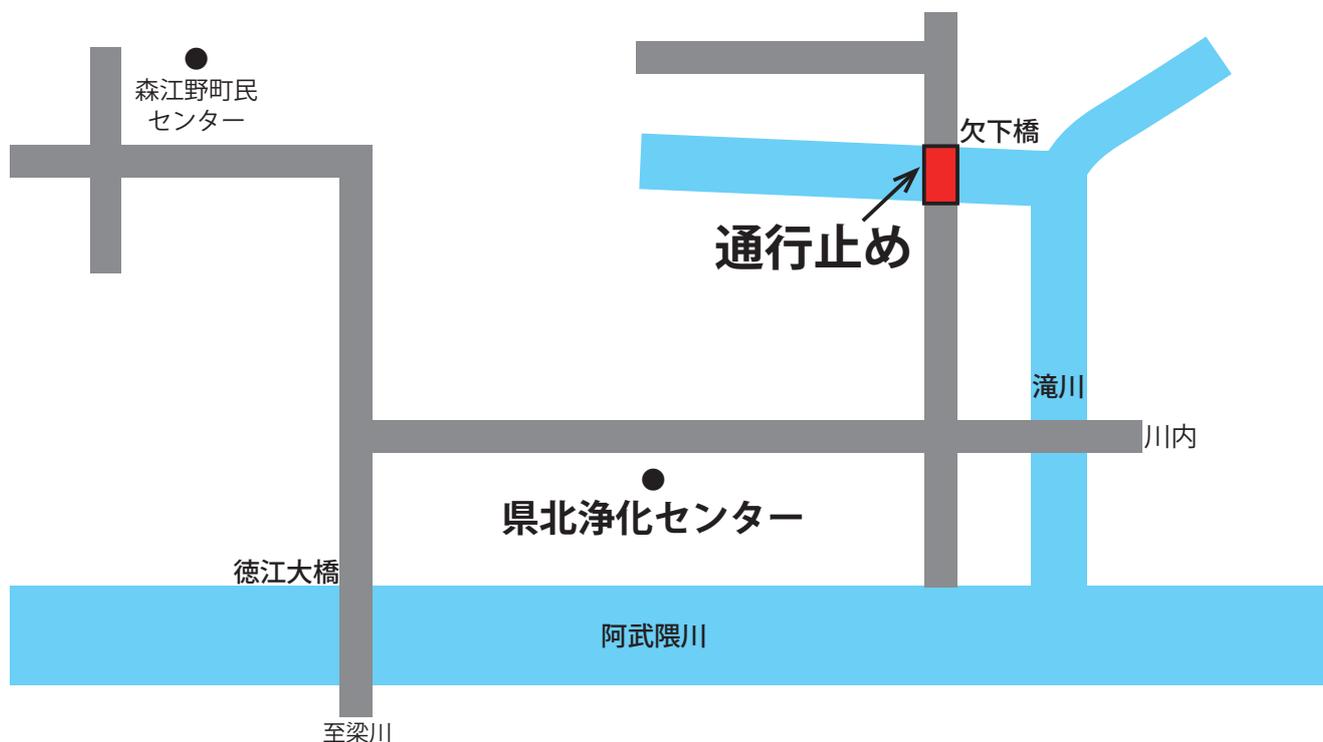
### ●道路に堆積した土砂の撤去状況

県北浄化センター周辺地区及び徳江前原地区の道路に堆積した土砂は撤去が完了し通行が可能となっています。

### ●道路の被災・通行止めの状況

- ・欠下橋（西大枝）  
道路が流失しているため通行できません。

※なお、滝川の決壊部と県北浄化センターの復旧工事のため、大型車両などが頻繁に通行するため、通行時は十分な注意をお願いします。



### ・県道白石・国見線（小坂峠）

宮城県側で通行止め区間があるため、白石及び七ヶ宿方面への通行ができません。

現在、応急修繕工事中であり、11月中旬に通行できる見通しです。詳しくは、宮城県大河原土木事務所（☎ 0224 - 53 - 3917）まで問い合わせください。

☎建設課管理係 ☎ 585-2972